

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1026	10261020	中心市街地における市街地整備改善及び商業等の活性化法の緩和措置	これらの制度は市町村がイニシアチブ取る法律規制がかけてある。鞍手町の基本計画は民間活力を利用して充実にするものではなく、全て税負担100%のものが中心である。中心市街地における法律の範囲が、さびれた中心市街地を活性化させるという主旨である。これを今後活性化させようとする地域に中心的に投資する事が出来る様に法律の解釈の規制を緩和して欲しい	福祉複合施設に利便性の高いコンビニエンスストア・レストラン・酒場・家畜・ペット園等の誘致に関するインフラ整備などに関して実施する。炭鉱跡地(公害)の土地整備を正常化させる。例:杭打ち土木事業を完了させる。下水道を完了する。ストレ社社会の息抜きが出来るレジャー施設が進出しやすくなる。払い下げた土地は代替地として利用して計画を実現させる。	石炭六法が期限切れになった鞍手地区において、炭鉱跡地(公害)地盤沈下)整備格差を都市部と比較した場合、差があり過ぎる為、その格差を是正する必要がある。民間が出来る事は、民間に任せて効率を高める。一戸当たり50㎡のバリアフリー住宅で30坪の畑が付いている分譲住宅(一戸千万円)を中心とする物件を販売して人口増を図る。	福岡県	社会福祉法人鞍手会 ケイティ・エンタープライズ株式会社 有限会社 かじと 権栗 俊郎	社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり特区構想	介護・医療・保育等所の介護福祉施設の財源は、社会的強者の福祉、カシノの経済活動で賄い、自立した強い地域を作る。日本の美、伝統文化の建築美を意欲した観光産業的空間特性を明確にして、グローバル化社会に対応する。民間活力で総事業費550億円のインフラ整備を10年間で完了し、ハードソフト面の達成で、鞍手町内ピーク時の3万2千人に回復させる。経済改革特区債権の発行分に対して、利子補給と本を政府が保証する。介護保険1割自己負担金分を事業者に割引の裁量権を認める
1049	10491010	中小企業等協同組合法第9条の2第3項に基づく員外利用制限の撤廃	中小企業で組織される事業協同組合では、産業の空洞化や長引く景気低迷の影響により、会員数の減少による会費の減少及び共同事業の利用の減少など、組合の運営が厳しい状況にある。これら組合の中には、土地・建物を有している組合も多く、現在の中小企業等協同組合法第9条の2第3項に規定されている員外利用制限により、組合の円滑な運営が一段と圧迫されている。このため、本特区において、員外利用制限を撤廃し、組合資産を有効活用することで、組合及び中小企業の活性化が図られる。	本市内にある、工業系の事業協同組合においては、最盛期には600を超える企業が加入していたが、都市化の進展や長引く景気低迷などにより、転廃業する工場が多くなり、現在では159社と低迷し続けている。当該組合では、共同事業として分析・材料試験事業があり、製品・材料の各種試験を行っているが、組合員の減少により利用量の減が著しい。また、組合員以外の企業から分析・試験設備の利用希望も多くあるが、員外利用制限により利用者数が限られており、試験機器等の組合資産の有効活用がはかられていない実状である。また、組合員の減少に伴い、課金収入も減少の一途をたどっており、組合事業の展開に大きな支障となっている。そこで、組合の遊休資産を有効活用することで組合収益を向上させ、組合事業の活性化を図りたい。具体的には遊休地に有料駐車場、レストラン等を組合事業として展開することで、組合員はもとより周辺住民への利便性向上にも貢献できるものと思われます。現状では員外利用制限があるため、遊休資産が活用できず、空き地のまま放置され無駄な資産となっている。	中小企業等協同組合法第9条の2第3項の規定により、組合が行う共同事業等において、員外者の利用を、組合員の利用分量総額の10分の20までと定めている。現在、事業協同組合は、都市化の進展や長引く景気低迷の影響等により、組合員の減少による会費の減少や、共同事業の利用量の減少等を引き、組合は非常に厳しい運営を余儀なくされている。これらの組合の中には、土地・建物等の資産を有している組合も多く、この資産の有効活用を図り第三者から駐車場やテナント収入等を得ることにより、組合財務の強化を図ることが必要になってきているが、員外利用の制限規定がネックになっている。	埼玉県	埼玉県川口市	産業振興特区	本市の事業協同組合においては、組合員の減少により会費の減少や共同事業の利用量の減少等を引き、組合は非常に厳しい運営となっている。これらの中には、土地・建物等の資産を有している組合も多く、この資産の有効活用を図り、組合財務の強化を図ることが必要となってきている。このため、中小企業等協同組合法第9条の2第3項の規定の員外利用制限を廃止し組合資産を有効活用することで、組合財務の強化が図られ、事業協同組合及び組合員である中小企業の活性化が推進される。また、組合員以外の地域の企業や住民が利用することで、利用者の利便性に供され、組合員と地域社会との連携が深まり、組合の事業活動の円滑化が図られる。
1195	11951010	核燃料サイクル開発機構の重要な財産の処分等の認可手続きの緩和	核燃料サイクル開発機構の重要な財産(土地、建物等)を使用して、産学官連携による試験、研究、試作その他地域産業へ技術を移転を促進する活動を行う者に対し、法22条に基づく大臣の認可を不要とする。	県が核燃料サイクル開発機構、自治体、大学、民間企業等とが連携し、同機構の重要な財産を使用して、地元民間企業への技術移転を促進する活動を行う。	核燃料サイクル開発機構の施設等の重要な施設の貸し付けを行う場合は文部科学大臣および経済産業大臣の認可を受ける必要がある。このため、地域の産学官が連携した取組みに支障をきたしている。	福井県	福井県	ふくみ原子力 地域産業共生構想	本県では、平成16年度に「エネルギー研究開発拠点化計画」を策定し、産学官一体の推進体制を構築して、研究開発機能の強化、人材の育成、産業の創出・育成を図り、原子力と地域産業が共生する全国的なモデルケースを目指すこととしている。そこで、電源三法交付金・補助制度の弾力化を図り、住民福祉の向上、産業の振興、生活環境や社会基盤の整備などの施策をより地域の実情に応じて展開するとともに、核燃料サイクル機構の施設等の使用の容易化や特許権実施料負担の軽減を図り、産学官の連携や原子力関連技術の移転を促進し、産業の活性化を実現する。
1314	13141010	高圧ガス保安法の特定設備となる水素利用技術の試験研究に使用する小規模圧力容器(400m以下)の特定設備からの除外。	高圧ガス保安法の特定設備については、経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は経済産業大臣が指定する者が行う特定設備検査を受けなければならないと規定されているが、試験研究で使用される小規模圧力容器について特定設備の対象から除外し、試験研究が迅速に行うことができるようにする。	全国に類のない高圧水素下(100MPa)での材料強度試験、トライボロジー-特性研究をはじめとして燃料電池の性能向上研究、燃料電池システムにおける各種機械要素の開発研究などの研究開発を総合的に実施。これにより世界との開発競争をリードし安全で環境にやさしい水素社会の実現が可能となる。	高圧水素ガス中での材質、機器性能評価を行うためには、僅かに形状異なる多数の小規模実験用圧力容器(100MPa/400m以下)が必要である。これらすべてについて特定設備検査の受検が必要となるが、その場合各設備毎に検査機関である岡または高圧ガス保安協会との日程調整を含め、検査に多くの時間と経費を要する。	福岡県	福岡県、九州大学	福岡県水素利用技術研究開発特区	福岡県では産学官の連携のもと、九州大学を中心に「福岡水素エネルギー戦略会議(仮称)」を創設することとしており、水素利用技術の開発支援、実証活動支援、情報交流および普及啓発活動等を行うこととしている。この水素利用技術の試験研究分野の核である、九州大学水素利用技術研究センターでの迅速な研究開発を実現するため、高圧ガス保安法等の規制緩和により、世界最先端の研究開発拠点を形成するとともに、安全で環境にやさしい水素利用社会の実現を先導する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1314	13141020	水素利用技術の試験研究に使用する小規模圧力容器(400m1以下)および附属設備の高圧ガス保安法に係る耐圧試験適用除外。	高圧ガス保安法の高圧ガス設備については常用の圧力の1.5倍以上の圧力で耐圧試験を行うこと規定されているが、試験研究で用いられる小規模圧力容器およびその附属設備については耐圧試験の適用を除外し、試験研究が迅速に行うことができるようにする。	全国に類のない高圧水素下(100MPa)での材料強度試験、トライボロジー特性研究をはじめとして燃料電池の性能向上研究、燃料電池システムにおける各種機械要素の開発研究などの研究開発を総合的に実施。これにより世界との開発競争をリードし安全で環境にやさしい水素社会の実現が可能となる。	高圧水素ガス中での材質、機器性能評価を行うためには、僅かに形状の異なる多数の小規模実験用圧力容器(100MPa/400m1以下)が必要である。これらの耐圧試験には、150MPa以上の圧力をかける必要があり、試験実施において多くの手間と時間を要する。	福岡県	福岡県、九州大学	福岡県水素利用技術研究開発特区	福岡県では産学官の連携のもと、九州大学を中心に「福岡水素エネルギー戦略会議(仮称)」を創設することとしており、水素利用技術の開発支援、実証活動支援、情報交流および普及啓発活動等を行うこととしています。この水素利用技術の試験研究分野の核である、九州大学水素利用技術研究センターでの迅速な研究開発を実現するため、高圧ガス保安法等の規制緩和により、世界最先端の研究開発拠点を形成するとともに、安全で環境にやさしい水素利用社会の実現を先導する。
1314	13141030	水素利用技術の試験研究に使用する圧力容器(400m1以下)および附属設備の高圧ガス保安法に係る気密試験適用除外。	高圧ガス保安法の高圧ガス設備については常用の圧力以上の圧力で気密試験を行うこと規定されているが、試験研究で使用される小規模圧力容器およびその附属設備については気密試験の適用を除外し、試験研究が迅速に行うことができるようにする。	全国に類のない高圧水素下(100MPa)での材料強度試験、トライボロジー特性研究をはじめとして燃料電池の性能向上研究、燃料電池システムにおける各種機械要素の開発研究などの研究開発を総合的に実施。これにより世界との開発競争をリードし安全で環境にやさしい水素社会の実現が可能となる。	高圧水素ガス中での材質、機器性能評価を行うためには、僅かに形状の異なる多数の小規模実験用圧力容器(100MPa/400m1以下)が必要である。これらの気密試験には、100MPa以上の圧力をかける必要があり、試験実施において多くの手間と時間を要する。	福岡県	福岡県、九州大学	福岡県水素利用技術研究開発特区	福岡県では産学官の連携のもと、九州大学を中心に「福岡水素エネルギー戦略会議(仮称)」を創設することとしており、水素利用技術の開発支援、実証活動支援、情報交流および普及啓発活動等を行うこととしています。この水素利用技術の試験研究分野の核である、九州大学水素利用技術研究センターでの迅速な研究開発を実現するため、高圧ガス保安法等の規制緩和により、世界最先端の研究開発拠点を形成するとともに、安全で環境にやさしい水素利用社会の実現を先導する。
1342	13421010	東京都の地下水揚水規制緩和	東京都は地下水の揚水規制を他の自治体に比し、厳しく対応している。震災・災害・和発生時の水ライフライン確保のためには、現状の地下水揚水規制は厳しすぎるので、飲料水限定で年間最低30千リットル程度の揚水またそのための新規井戸掘削を認める。	震災・災害・和など発生時に水ライフライン確保が必要と思われる地域が首都東京には非常に多い。例えば災害拠点病院など大手病院や駅施設などには、現在の水道局からの水供給に加え、地下水を水源とする分散型の自家水道(高度膜処理採用により水道法に基づく安全な水を供給可能)を設置、2元給水体制とし、災害時に万一公営水道の水供給に支障が生じても地下水を水源とするシステムにより水ライフラインを確保する。	現公営水道システムでは、震災時、神戸大震災で体験した配管の破断が必至で、飲用、医療用水確保に大きな問題が生じる可能性が高い。水ライフライン確保の見地からは、公共性の高い事業所(病院、駅、ホテル、スーパー等)に民間主導で「地下水利用の分散型自己水源による事業所自家水道装置(高度膜処理対応)」を導入し、水供給の2元化が必要。導入の必要性の最も高い首都東京においては、新規地下水揚水の制約が大きく、実際に都心の大手宿泊施設で許可を求めたが、区防災課の賛成が得られず、都の条例第215号と指導が大きな壁となり導入が困難となった事例などがある。人命保護、断水による経済的損失回避の見地からも地区状況により特定し、特例として新規導入可能な「防災特区的運用」を提案する。	東京都	東京都中央区、株式会社ウエルシ	東京都の地下水揚水規制緩和特区構想	現公営水道システムでは、震災時、神戸大震災で体験した配管の破断が必至で、飲用、医療用水確保に大きな問題が生じる可能性が高い。水ライフライン確保の見地からは、公共性の高い事業所(病院、駅、ホテル、スーパー等)に民間主導で「地下水利用の分散型自己水源による事業所自家水道装置(高度膜処理対応)」を導入し、水供給の2元化が必要。導入の必要性の最も高い首都東京においては、新規地下水揚水の制約が大きく、区防災課には賛成が得られず都の条例第215号と指導により導入が困難となっている。人命保護、断水による経済的損失回避の見地からも地区状況により特定し、特例として新規導入可能な「防災特区的運用」を提案する。
1398	13981010	競輪場入場料の無料化	競輪場で競輪を開催するときは、入場者から50円以上の入場料を徴収することが規定されている。この規定を緩和し、旅行者の判断で無料化することを可能とする。	特定の開催日(例えば、年1回開催される記念競輪等)に限定して入場料を無料化し、場内でのイベント等を開催するなど、競輪場への集客力を高める。	新購式の導入等による新規ファン拡大対策や、従業員の雇用対策、場外車券日数の拡大、さらには施設の老朽化による施設リニューアル整備等、経営基盤の安定化と強化対策により、競輪事業の活性化に向けて積極的に取り組んでいるところである。しかしながら、抜本的な活性化対策には至っていない現状である。	福井県	福井県福井市	競輪事業の活性化	競輪ファンに固着することなく、誰でも気軽に競輪場に入場しやすい環境を整備する。これにより、競輪開催日に合わせて、市民参加によるイベント(ワーカーマーケット等)を開催し、競輪場を地域住民の憩いの場、ふれあいの場として活用することにより、車券売上増加を図るとともに、競輪事業のイメージアップを図る。 このため、入場料を無料化するなどを通して車券売上を増加させ、地方財政の健全化を図る。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1441	14411010	工業再配置促進法の指定除外または廃止	<p>尼崎市は戦後の我が国の成長の一翼を担う阪神工業地帯の中核として、地域経済に多大な貢献を果たしてきた地域である。そうした高度経済成長期において、都市部への人口流入とそれに伴う生活環境の悪化を緩和するため制定された工業再配置促進法は、地方への工場の移転を促進し一定の成果は上げたものの、産業都市として発展してきた尼崎市においては、事業所の過度の流出はまちの活力喪失にも影響している。また本市では、地域産業の特色を生かして活性化を図ろうという地域産業集積活性化法に基づき、産業集積のメリットを生かした地域産業の活性化に積極的に取り組んでいるところであり、こうした優れた産業集積を否定し、ものづくり産業の他地域への移転を促進する工業再配置促進法は、地域性を発揮した地域産業発展の妨げにもなっている。したがって、本市域の工業再配置促進法における移転促進地域からの除外あるいは法の廃止を実現し、ものづくりのまちとしての再生に向けた産業施策に積極的に取り組んでいく。</p>	<p>工業再配置促進法の廃止または本市内の該当地域を対象外とすることで、既存事業所に対する技術力向上支援施策による地域独自産業の創出や産業集積のメリットを積極的に活用し、外部からの新規立地の誘導や製造事業所の新・増設を促すことで、地域のものづくり産業の活性化に繋げる。</p>	<p>尼崎市では、工場等制限法や工業再配置促進法による立地規制が続き、一定の成果は上がった一方、他地域への工場の過度の流出が進むと同時に景気の長期低迷による需要減退、大手・中堅企業の生産拠点の海外移転、アジア諸国の急速な経済発展などの内外の経済環境の構造的な変化の中で、その機能の低下、活力の低下が懸念されているところである。今回提案する工業再配置促進法の移転促進地域からの除外あるいは法の廃止については、既に他地域においても同様の提案がなされ、「移転促進地域において規制を設けているものではない」等の回答をいただいているが、本市では、地域産業の特色とその集積のメリットを生かして地域経済の活性化を図ろうという、いわゆる地域産業集積活性化法に基づく兵庫県基盤的技術産業集積活性化計画の指定地域として、地域企業の技術力向上と地域独自の製品・新技術の開発に向けて取り組むと同時に、南部臨海地域を中心とした大規模工場撤退後の遊休地などへの企業誘致を進めている。このように、産業集積のメリットを活用した、地域産業の活性化に積極的に取り組んでいる本市の実情を踏まえ、移転促進地域からの除外あるいは法の廃止を提案し、これまでに培ってきた優れたものづくり産業の集積を生かした、地域独自の産業を育成、発信していきたいと考えており、逆に優れた集積を否定するような移転促進地域に引き続き位置付けられることは、地域産業のさらなる活力低下にも繋がりがかねないところである。また、平成14年7月には工場等制限法が廃止されているなど、現在の大都市圏における社会経済状況には合致しないものとなっている。</p>	兵庫県	兵庫県尼崎市	ものづくりのまちあまがさき再生構想	<p>かつて都市部への人口流入とそれに伴う生活環境の悪化を緩和するため制定された工業再配置促進法は、地方への工場の移転を促進し一定の成果は上げたものの、産業都市として発展してきた尼崎市では、事業所の過度の流出はまちの活力喪失にも影響しており、地域産業集積活性化法や廃止された工場等制限法との整合性も図れないものとなっている。このため本市域の工業再配置促進法の移転促進地域からの除外あるいは法の廃止を実現し、ものづくりのまちとしての再生に向けて、既存企業の技術力向上支援と同時に、外部からの新たな産業活力の導入に積極的に取り組んでいく。</p>
1476	14761010	港湾にかかわる手続きの完全電子化のための規制改革	<p>港湾にかかわる手続きの完全電子化のため、電子帳簿法その他の電子データ保存に関する規制を見直し、緩和すること。 輸出入の円滑化を図る観点から、船荷証券及び原産地証明書などについても、例外なく電子化を進めること。</p>	<p>神戸港・大阪港はじめ大阪湾の諸港が東アジア地域における競争に勝ち残り、国際ハブ港湾の地位を回復するため、大阪湾の諸港を一元的かつ民間的発想で経営することにより、コストの削減、利用者に対するサービス向上を図る。 一元的経営事業の効果を高めるため、港湾にかかわる手続きを完全に電子化する。現状、通関手続きは申請書類が電子化されているが、他法令に基づく電子化されていない書類の添付が義務づけられていることから、実質的な完全電子化は達成されていない。</p>	<p>関西の活性化には産業再生が不可欠であり、産業インフラとしての物流機能の高度化は関西にとって重要な課題である。現状では、大阪湾内の各港湾の管理が政令市、府県の単位でばらばらに行われているため、投資が重複していることに加え、機能分担が明確でなく、利用者はそれぞれの港で課税されるなど利便性が損なわれている。また、港湾、空港、鉄道、道路を通じた総合輸送・物流政策の視点が欠けているため、国際競争力が低下している。これにより、大阪湾域から国際基幹航路が減少すれば、物流コストが上昇、スピーディーな輸出入業務が阻害され、荷主企業の国際競争上大きなダメージを受ける。</p>	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	大阪湾港湾の一元的経営事業の推進	<p>神戸港・大阪港はじめ大阪湾の諸港を一元的かつ民間的発想で経営することにより、コストの削減、利用者に対するサービス向上を図る。 各港湾管理当局を統合改組し、地方独立行政法人「関西港湾機構(仮称)」を設立し、各港湾を一元的に管理する。コスト削減やリードタイム短縮に向けて、航空輸送、鉄道輸送、道路輸送との連携を強化する。利便性向上について対外的に情報発信を行うことにより、海外基幹航路の誘致や瀬戸内海のフィダー機能の回復を図る。 一元的経営事業の効果を高めるため、港湾にかかわる手続きを完全に電子化する。 なお、本提案は「関西州(産業再生特区構想)」における12の具体的事業構想の一つである。</p>
1556	15561010	電力託送特区	<p>電力会社の個別送電線を使用して、自家発電した電力を適正な使用料で託送できるようにする。</p>	<p>当村では、今年度、NEDO技術開発機構の補助事業により、RPS法による施設認定を受けることを予定した小水力による発電所(最大発電能力150Kw/h)を建設し、自家発電施設として、環境省の補助事業による「ふれあいやすらぎ温泉センター(仮称)」等村有施設に電力を供給する計画を立てている。この際、小水力発電所から温泉センターまでの約800mの距離を管轄電力会社(中部電力)の送電線を使って託送することが、もっとも合理的であるにもかかわらず、電気事業法による現在の電力自由化の状況では、500Kw/h未満の託送は義務化されていない。また、500Kw/h以上の託送料の設定も、1Kwにつき5円程度となっているが、計画中の自家発電施設の発電コストは1Kwにつき7円程度となる見込みで、800mの距離を自前で送電線を引いた場合にも、全体コストは1円/1kwhも上がることは無いことを考えると、1Kwにつき5円の託送料の設定は高額すぎると思われる。今後の電力自由化は託送電がセットとなることが不可欠であり、当村全域を電力会社の託送義務化特区として、自家発電施設を効率的に活用したい。</p>	<p>温泉センターと小水力発電所は、平成17年4月の竣工、運営開始を目指しており、管轄電力会社(中部電力)の送電線を使って託送することについての協議が今年度中にまとまらなければ、温泉センターと小水力発電所間の約800mについて自前で送電線を建設することとされており、これは、物理的にも、経済的にも無駄な投資を行うことと考える。管轄電力会社の送電線が、電力自由化に合わせて、適正な料金で開放されることが、新エネルギー自家発電の開発普及を促進するためには不可欠であると考えため提案するものである。現在の経済産業省の指導による500Kw/h以上の託送料の設定では、1Kwにつき5円程度となっているが、この料金設定は、維持コストを考えたとしても託送するのは現実的ではなく、電力会社の個別送電線の適正な使用料金の設定を望む。</p>	岐阜県	岐阜県大野郡白川村	平瀬小水力発電所建設設計計画	<p>当村では、今年度、自家発電施設として、小水力発電所(最大発電能力150Kw/h)を建設し、「温泉センター(仮称)」等、村有施設に電力供給する計画である。この送電には、管轄電力会社(中部電力)の送電線を託送契約により使用することが、合理的であるにもかかわらず、電気事業法では、500Kw/h未満の託送は義務化されておらず、また、託送料の設定は高額(5円/1Kw)と思われる。今後の電力自由化は託送電がセットとなることが不可欠であり、当村全域を電力会社の託送義務化特区として、自家発電施設を効率的に活用したい。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1557	15571040	特許取得の推進のための特許料、審査請求料の軽減、減免	特許法における特許料等の免除	東京湾岸地域の特定地区に、環境・エネルギー、バイオ・ゲノム、研究開発型の産業の拠点や国際ビジネス拠点、国際物流拠点を形成するため、法規制の緩和を講ずるとともに、税の減免や融資制度の創設・拡充をおこなう。	経済の閉塞感を払拭し、国際競争力の強化を図るためには、環境・エネルギー、バイオ・ゲノム、研究開発型の産業拠点や国際ビジネス拠点、国際物流拠点の形成を図る企業に対し、法規制の緩和や税の減免、融資制度の創設・拡充など思い切ったインセンティブを講じ、特定地区に集中投資するよう促す必要があるため。 ベンチャー企業をはじめ資金力の乏しい研究開発者による研究の促進を図るため。	東京都、神奈川県、千葉県	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市	東京湾岸地域における経済特区	東京湾岸地域は、産業構造の転換などに伴い、空洞化等の問題が生じているが、新しい動きとして、今後成長が期待される。環境・エネルギー、先進的な研究開発型企業など、高度な知的資源が立地しつつある。そこで、立地特性を踏まえ、法規制の緩和とともに、税の優遇措置、融資制度の創設・拡充などを講ずることにより、環境・エネルギーなどの成長産業の拠点形成を進め、世界を牽引する経済拠点へと発展させ、経済活性化を促進する。
1557	15571060	特許の出願手続きの簡素化	発明内容を記載した論文の代用の特許出願に必要な説明要件を満たすことを条件に認めることにより、特許手続きの迅速化を図る。	特許様式を簡素化し、研究成果を公表する時間を短縮することにより、バイオ・ゲノムなどのような開発スピードが著しい先端分野における研究開発を促進させる。	第四次提案の回答において「論文とその後に行われた出願の内容を比較・チェックして、出願日の適及の要件を満たしているか否かを判断することは、容易ではなく、大きな負担となる。」とあるが、開発スピードが著しい先端分野については、国民の研究開発を促進させる方が必要である。論文のみで出願内容が理解できる分野についてはできる限り出願又は仮出願を認めていくことが、ベンチャーにとっても活力の源になるため。	東京都、神奈川県、千葉県	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市	東京湾岸地域における経済特区	東京湾岸地域は、産業構造の転換などに伴い、空洞化等の問題が生じているが、新しい動きとして、今後成長が期待される。環境・エネルギー、先進的な研究開発型企業など、高度な知的資源が立地しつつある。そこで、立地特性を踏まえ、法規制の緩和とともに、税の優遇措置、融資制度の創設・拡充などを講ずることにより、環境・エネルギーなどの成長産業の拠点形成を進め、世界を牽引する経済拠点へと発展させ、経済活性化を促進する。
1557	15571080	特許出願猶予期間の延長	発表から6ヶ月以内を1年以内に延長する。	研究成果の公表から出願までの期間の確保により、研究の完成度も高まり、バイオ・ゲノムなどのような開発スピードが著しい先端分野における研究開発を促進する。	発表者は、論文発表後も当面の間、研究者同士や民間企業等と研究内容の情報交換や応用研究等の業務に時間をとられることが多く、6ヶ月の猶予期間では不十分である。これについては「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(2003年7月8日経済産業省決定)により、新規性喪失の例外が認められる期間の見直しが出されており、所管の経済産業省では世界的所有権機関による議論等を踏まえつつ、2004年度末までに結論を出すこととなっているが、現段階では見直し内容が不明確であることから、先行事例として限られた地域での特例を求めるものである。	東京都、神奈川県、千葉県	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市	東京湾岸地域における経済特区	東京湾岸地域は、産業構造の転換などに伴い、空洞化等の問題が生じているが、新しい動きとして、今後成長が期待される。環境・エネルギー、先進的な研究開発型企業など、高度な知的資源が立地しつつある。そこで、立地特性を踏まえ、法規制の緩和とともに、税の優遇措置、融資制度の創設・拡充などを講ずることにより、環境・エネルギーなどの成長産業の拠点形成を進め、世界を牽引する経済拠点へと発展させ、経済活性化を促進する。
1586	15861010	保安係員の代理者の選任要件緩和	保安係員の代理者については、製造保安責任者免状の交付を受けている者であって、製造に関する経験を有する者から選任しなければならない。(当該保安係員の職務に係る製造施設において高圧ガスの製造に従事する者の要件を緩和する。)	水素ガススタンドの運営にあたって選任が必要な保安係員の代理者をリタイア人材を活用し、その供給体制を構築する。想定している計画地域には、高圧ガス製造事業所が多数存在するため、製造保安責任者免状を有する資格者が多いという地域特性を活かすことができ、リタイア人材を活用することで、水素ガススタンドの運営コストを削減できるとともに、高齢者の雇用対策となる。	現行の高圧ガス保安法は、工場など製造所において連続的に作業を行った後、従事者が複数いることを想定しており、零細事業者が単なる充填作業を行う水素ガススタンド業務を考慮したのではない。1つの水素ガススタンドには最低でも2名の製造保安責任者免状を有する資格者を従事させる必要がある(保安係員とその代理者)。このため、人件費などのコスト高や人材確保の困難さといった普及の阻害要因となる。	三重県	三重県 鈴鹿市	燃料電池技術を核とした産学官連携ものづくり特区構想	「環境都市モデル地域」づくりを通じて、新エネルギーの普及促進や関連機器の技術開発、商品化を図り、さらにこの技術を活かして新たな産業分野の創造、育成を促進します。また、産学官連携の推進によって、燃料電池技術を核とした既存産業の高度化、高付加価値化を図り、強靱な産業構造への転換を進めるとともに、これを支える人材を育成し、21世紀のビジネスモデルを構築します。
1061	10612010	市民発想の多種多様なキャラクターの商品化について商標登録等の手続きの緩和又は新たな登録制度の創設	市民や地域が発案したキャラクターなどの地域限定販売の商品化については、市を通じるにより現行の商標登録の手続きではなく特許庁への届出のみで保護できるようにする。	・商品化を前提とした市民等からのキャラクターの公募 ・イベントなどの機会を通じてPR ・市のイメージを損なわないと認められた場合は、市から特許庁へ届出 ・キャラクターの商品化(地域を限定した販売)	コミュニティ推進を目的とするキャラクター等の商品化については、権利と関係機関の保護が必要条件であるが、現在の商標登録等の制度では、費用と日時を要することから、市のキャラクター商品の権利取得に多大な労力を要する。このことから、権利取得には、市からの関係機関への一括届け出制度等の支援が必要となる。	奈良県	奈良県生駒市	地域コミュニティ振興構想	本市では公募したキャラクターが夏祭りなどのイベントを通じて市民から親しまれ、ふるさとへの愛着意識をもたらし、市民間の交流に寄与している。今後はこれを発展させ、市民や地域が自らがキャラクターを発案し、様々な機会を通じてPRするとともにそれを商品化して販売していくことと商品化につなげるため、事務的・費用的・時間的に煩雑な商標登録制度について、手続きの緩和あるいは新たな制度の創設により、市民や地域のキャラクター発案・商品化を支援し、市民間交流を促進し、地域コミュニティの活性化を目指す。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1109	11092030	一定の条件を備えたごみ焼却施設を容器包装リサイクル施設として認定	高温焼却によりダイオキシン類の発生を抑制し、更に焼却の際に得られる余熱を発電や給湯などに有効に利用する環境保全・循環型の焼却炉については、再商品化を行う容器包装リサイクル施設として認定する。	分別収集したプラスチック製容器包装のうち、特定容器利用事業者をはじめとした特定事業者が負担するものについては、特定事業者から再商品化の委託をされた指定法人による引き取りを実施する。それ以外については、リサイクル焼却施設として焼却を行い、焼却に係る燃料コストの低減(可燃物としての化石燃料の削減)とCO ₂ の排出抑制を図る。燃料コストの低減の一部は、環境対策に係る雇用創出等につなげ、地域経済の活性化を図る。		山口県	山口県宇部市	エコシティラベ推進プロジェクト	宇部市においては、グローバル500賞受賞都市として地域から地球環境の保全に努め、循環型社会の実現を目指しており、宇部方式の精神から、市民・事業者・研究機関・行政の各主体がエネルギー消費量の削減と地球温暖化対策をそれぞれの役割に応じて実践・実行していく。また、産・学・官連携の取り組みやそれを支援するための施設整備の充実、リサイクルポートの指定を受けた重要港湾を抱えるという特性を最大限に発揮し、基礎研究から技術開発・事業化までの総合的な支援により、環境関連ビジネスを振興するとともに、地域循環・環境保全型の
1140	11402090	市町村合併の進展を踏まえた商工会と商工会議所の合併を可能とする立法措置の実現	小規模企業者等のニーズの高度化・多様化等の環境変化に対応するため、商工会と商工会議所の合併が可能となるよう法的整備を行うこと。	・商工会と商工会議所の合併が促進されることにより、商工業の振興や企業者ニーズへの対応を、より一層推進する。	現行法では、商工会と商工会議所が合併するためには、商工会が解散し商工会議所が区域を拡大するという選択肢のみではなく、市町村合併後の商工会及び商工会議所の合併阻害要因となっている。今回の提案によって法改正が実現すれば、地域の実情に応じた広域的な連携協力体制の整備や組織再編を行って機能強化を図ることが可能となる。また、合併後の基礎自治体との連携による商工業の振興や、小規模事業者のニーズの高度化・多様化等の環境の変化に対応することが可能となる。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度当初には、30前後に再編されることとなる。このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元氣な広島県」づくりを推進していく。また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行
1331	13312010	中小企業の再生支援のための産業活力再生特別措置法の支援措置の活用にあたっての要件緩和	中小企業の再生を支援するため、産業活力再生特別措置法(以下、「産活法」という。)の各種支援措置を活用しやすくするよう、事業計画の策定にあたり、下記のとおり要件を緩和する。 産活法における「事業再構築計画」「共同事業再編計画」「経営資源再活用計画」については、計画期間が3年とされているが、中小企業については、経営改善を図るために一定期間を要することから、これを5年に延長する。 産活法においては、「事業再構築計画」及び「経営資源再活用計画」における財務健全化基準について、有利子負債をキャッシュフロー1.0倍以内に圧縮することとされているが、中小企業については、その経営の実態を考慮し、「キャッシュフロー1.5倍以内」に要件を緩和する。	中小企業再生支援協議会において、経営改善計画の策定支援と合わせて、産活法で規定する事業再構築計画等の策定を支援することにより、税制上の優遇措置や超低利融資など、各種支援措置の活用が可能となり、中小企業の再生に向けた取組を支援することが促進される。	産活法においては、事業再構築計画等について申請を行い、認定を受けると、税制をはじめ、商法、金融等において各種支援措置を活用することが可能となるが、これらの支援措置については、比較的規模の大きな企業にメリットが認められる内容となっており、計画認定の要件についても、大企業をベースとした設計となっていること。今後、中小・中堅企業の再生事業の増加が見込まれる中で、中小・中堅企業においても、産活法の支援措置を積極的に活用し、企業再生の取組が円滑に進められるよう、制度の見直しが求められていること。中小企業再生支援協議会が策定支援を行う経営改善計画においては、実務上、一般的に5年程度の計画期間において、有利子負債をキャッシュフローの1.0～1.5倍程度に圧縮することを目標としている。中小企業再生支援協議会が、産活法に係る事業計画について策定支援を行う場合、計画期間や財務健全化基準が経営改善計画と同一水準で認められるならば、産活法の支援措置の積極的な活用が図られること。	栃木県	栃木県	栃木県経済新生計画	足利銀行の一時国有化による県内経済への影響を最小限に食い止め、本県経済の新生を実現するため、産業活力再生特別措置法の支援措置の活用にあたっての要件緩和等により、県内中小企業の再生の取組を支援するとともに、事業転換や事業多角化の推進のための中小企業信用保険制度の整備をはじめ、工場立地法における地域準則の設定権限の市町村への委譲、さらには中心市街地や商店街の活性化のための国庫補助金等の見直しにより、地域産業の活性化に取組んでいく。また、緊急地域雇用創出特別事業を平成17年度以降について継続実施すること